

第百三號議案

江戸川区私道排水設備改築助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区私道排水設備改築助成条例の一部を改正する条例

江戸川区私道排水設備改築助成条例（平成二十五年三月江戸川区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「江戸川区内」の下に「（以下「区内」という。）」を加え、「区民」を「江戸川区民」に改める。

第二条第二項第二号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第三条第一項第一号中「二分の一」を「十分の九」に改め、同項第二号中「二分の一」を「十分の一」に改める。

第五条第一項中「うえ」を「上」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

私道内に設置されている老朽化した排水設備を改築する場合の工事費の助成率を引き上げるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。